

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙3) 裁判員制度

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

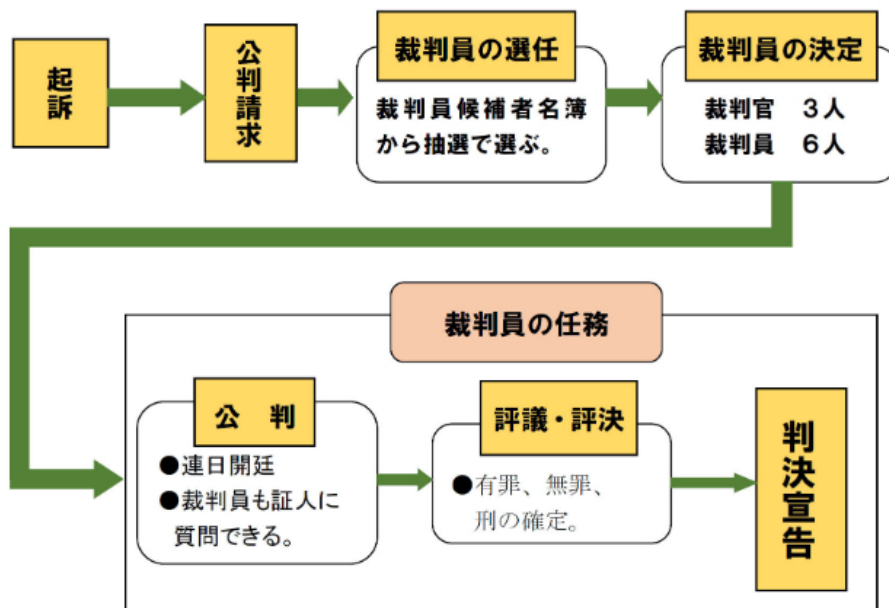
日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙3) 裁判員制度

司法権は、すべて最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する(日本国憲法第76条)。

裁判員制度

裁判員制度とは、一般の国民が裁判員として、重大な犯罪行為に関する揭示裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑罰を科すかを裁判官と一緒に決める制度です。この裁判員制度は2009年5月にスタートしました。



- ・ 評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告します。
- ・ 裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

1. 裁判員制度の概要

一定の刑事事件において、国民から事件ごとに選ばれた裁判員が、裁判官とともに審理に参加する制度。裁判員は、審理に参加して証拠の取り調べを行い、「有罪か無罪かの判断」と、有罪の場合の「量刑の判断」を行います。

国民の司法参加によって、市民が持つ「日常感覚」「常識」といったものを裁判に反映すること、裁判時間を短縮することが目的です。

2. 裁判員の参加する裁判

【対象】

地方裁判所で行われる刑事裁判のうち、傷害致死、殺人事件など、刑法に反した重大な犯罪。第一審のみ。

【裁判の構成】

原則として裁判官が3人、裁判員が6人。被告人が有罪を認めている場合は、例外として、裁判官1人、裁判員4人でも可。

3. 裁判員の選び方

【対象者】

20歳以上の有権者。

【選び方】

各市町村の選挙管理委員会が毎年、選挙人名簿をもとに無作為に候補者を選挙し、地元の地裁へ提出。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

①「呼出状」を受け取った候補者は、裁判所に出頭し、審査を受ける。審査の結果、合格した候補者は、裁判所に呼出される。

②事件ごとに地裁が抽選で候補者を選出し、「質問票」で調査の上、裁判所に呼び出す。

③「呼出状」を受け取った候補者は、裁判所に出頭し必要な質問を受けなければならない。候補者の中から、裁判員が決定される。呼出状を受け取ったのに、正当な理由なく出頭しない者は、10万円以下の過料が課されることがある。

4. 裁判員の義務

①出頭義務・・・裁判員は、裁判が行われる日時に出頭しなければならない。また、評議に出席し、意見を述べなければならない。正当な理由なく出頭しない場合は、10万円以下の過料が課される。

②守秘義務・・・裁判員は、評議の経過など「職務上知り得た秘密」をもらしてはならない。この義務は、裁判終了後も生涯にわたって負う（死ぬまでもらしてはならない）。秘密をもらしたときは、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.